

# 職場の

9月は

# 健康診断実施 強化月間です！

例年お馴染みの**全国労働衛生週間**は、準備期間9月1日～30日、本週間10月1日～7日ですが、この準備期間に当たる9月は、厚生労働省が推進する**職場の健康診断実施強化月間**にもなっています。

事業場の皆さんにとって、労働安全衛生法（以下「安衛法」）に基づく健康診断は基本中の基本になっていると思われませんが、強化月間を機にその重要性を今一度認識し、確実な実施を徹底しましょう。



厚労省HP

## 健康診断は一連の事後対応とセットで

ご存じのとおり安衛法では、事業場における健康診断の実施を義務付けています（安衛法66）。健康診断を実施することの重要性は言うまでもありませんが、それだけで十分なわけではありません。むしろ大切なのはその後とも言い得ます。

- ▼ **意見聴取** 健康診断の結果、異常の所見があった労働者（有所見者）については、その健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴きましょう（安衛法66の4）。
- ▼ **事後措置** 医師等に意見を聴いた結果により、必要があれば、その労働者の実情を踏まえつつ、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じましょう（安衛法66の5）。

健康診断結果に基づく対応については、厚労省による**健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針**（改正平成29年4月14日健康診断結果措置指針公示第9号）をご確認ください。



指針

- ▼ **地域産業保健センターについて** 県内9か所の**地域産業保健センター**では、労働者数が50人未満の小規模事業場を対象に、無料で医師の意見聴取を実施しています。地域産業保健センターは、厚労省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構**千葉産業保健総合支援センター**が運営する事業です。千葉産業保健総合支援センターでは、他に、労務安全衛生担当者向けに、セミナーや産業保健相談等も実施しています。ぜひお問い合わせください。



産保センター

## “労働者”も“事業場”も守る健康診断

事業場における健康診断やその事後措置は、労働者の健康を守るためのものです。しかし、実は、事業場の立場を守る上でも大変重要です。

これらを怠ることは安衛法の違反となりますが、問題はそれだけにとどまりません。裁



千葉労働局・管内各労働基準監督署

判例は、基礎疾患を有する労働者に健診を実施しなかったり、健診結果に応じてその増悪を防止するよう就業上の適切な措置を講じていなかったりしたケース等において、事業場に安全配慮義務違反（**民事責任**）の成立を認めています。その場合、当然ながら事業場には損害賠償の義務が生じます。安全配慮義務における注意義務は、なかなか高度なものと考えられているようです。

労働者の健康のみならず、事業場の訴訟リスクをマネジメントする上でも、健康診断やその事後措置はおろそかにできません。事業主はもちろん、健診の実務に関わる労務安全衛生担当者も責任は重大なのです。

**STOP! 熱中症** 令和3年5月～9月  
**クールワークキャンペーン**

9月までコチラも実施中!

## 健康診断実施に伴う各種事務もお忘れなく

上記に加えて、健康診断の実施後には様々な事務処理が必要です。

- ▼ **記録・保存** 事業場では、健康診断の結果記録（個人票等）を作成し、保存しておくことが必要です（安衛法66の3・103）。保存期間は健康診断の種類によって定められています。
- ▼ **通知** 健康診断結果は個々の労働者に通知しましょう（安衛法66の6）。事業者には**安全配慮義務**があるのと同様に、労働者には**自己保健義務**があるとされています。健診結果を確認し、労働者も自身の健康保持に活かしましょう。
- ▼ **報告** 健康診断の種類や事業場の労働者数によっては、労働基準監督署への健康診断結果報告書の提出が必要なものがあります（安衛法100）。

安衛法に基づく健診結果は、特定健康診査との関連に基づいて、医療保険者（協会けんぽ・健保組合・市町村国保・国保組合・共済組合など）の求めに応じ提供しなければならないこととなっています。ご理解の上、連携をお願いします（コラボヘルス）。

## コロナ禍における健康診断について



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康診断の実施に当たっては、健診機関等が実施する感染防止対策を励行しましょう。

新型コロナウイルス感染症対策の影響等で健診機関等の予約が取りにくく、法定の期日までに健康診断を実施することが困難なような場合でも、健診機関等と相談の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう計画を立て、計画にそって実施しましょう。

## 健康診断の受診率を上げるには

健康診断の実施義務は事業場に課されていますが、他方で労働者も受診義務を負っています（安衛法66⑤）。しかし、受診率が思わしくなく、お悩みの事業主や担当者もいらっしゃるのではないのでしょうか。

これと言った決め手はないかも知れませんが、労働者が受診する気になるような対応として、いくつか提案されている手法もあります。

フィードバック（結果の通知）は、健診機関から出された書類を渡すだけでなく、事業主や担当者がアドバイスを加える。管理職は忙しくても率先して受診し、事業場の方針を示す。健診結果が役立つことを、内外の事例（健診結果が疾病の予防や健康増進につながった例や、逆に軽んじたために悪い結果になった例）なども交えて社内で共有する等です。